

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後2時12分から午後2時32分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樫市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和元年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員4名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番岡村咲津紀委員、2番高田卓司委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第15号について、ご説明いたします。

整理番号は、24でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は6筆、地目はすべて畑、面積は計2,041㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地に小作人が存在しているかどうかについては、農地基本台帳等を確認した結果、小作人は存在しませんでした。

次に、権利取得後に今回取得する農地を含めてすべての農地が耕作されるかどうかについては、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在保有している農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行いますので、取得後すべての農地について耕作されるものと認められます。

次に、農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人に関する審査基準については、本件は個人の権利取得ですので法人に関する審査基準には該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農

作業従事日数及び本人から聴取した結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると認められます。

次に、権利を取得する者が、取得後において農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、申請書に記載された取得面積と農地基本台帳等に記載されている現在の経営面積を合算すると、取得後の経営面積は下限面積を満たしますので問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地从ら車で3分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号24は許可と決定します。

次に、議案第15号、整理番号25について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは議案第15号、整理番号25についてご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は165㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、小作人の有無、権利取得後に今回取得する農地を含めてすべての農地が耕作されるか、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうか、農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、全て問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地从ら徒歩3分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号25は許可と決定します。

次に、今回上程されています議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第16号、整理番号18についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地領域にあり、1筆、地目は田、面積は260㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作がされていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、既に一定程度、地が上がっており、隣接地と地盤のレベルを合わせることで、土砂が流出しないようになっています。また、東側には既存のコンクリート土留めがあり、そうしたことから問題はありません。

雨水については、一部自然透水とし、残りは東側の既存水路へ排水します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、同様に露天駐車場のためありません。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいませんでした。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する

見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の議案第16号、整理番号18の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号18について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号18は許可と決定します。

次に、整理番号19から23について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号19から23までについて関連議案ですので、一括してご説明いたします。

譲受人●●●●さん、整理番号19は、譲渡人●●●●さんです。

1筆、地目は田、面積は1,280㎡です。

整理番号20は、譲渡人●●●●さんです。

1筆、地目は畑、面積は552㎡です。

整理番号21は、譲渡人●●●●さんです。

1筆、地目は田、面積は413㎡です。

整理番号22は、譲渡人●●●●さんです。

1筆、地目は田、面積は220㎡です。

整理番号23は、譲渡人●●●●さんです。

1筆、地目は田、面積は167㎡です。

全ての筆について、農業振興地域内の白地区域にあります。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、一部耕作されている状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので影響はないと判断します。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の議案第16号、整理番号19から23の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 図面の右端の長方形、縦長のところは何になるのか。

事務局 ここは取得しないので、今のまま残る形になります。

議 長 ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号19から23について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号19から23は許可と決定します。

次に、整理番号26について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第16号、整理番号26についてご説明いたします。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は239㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、既に、畑として一定程度、地が上がっており、隣接地と地盤のレベルを合わせることで、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断にあたるかどうかについては、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の議案第16号、整理番号26の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号26について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号26は許可と決定します。

次に、議案第16号、整理番号27番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第16号、整理番号27について、ご説明いたします。

本件は、農地法第5条に基づく一時転用でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は178㎡です。

今回、借受人の●●さんが土地を借り受け、●●工事にかかる現場事務所建築を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

● 番

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に素掘り水路を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、今までどおり地下に浸透させる計画となっています。

生活排水については、現場事務所のため出さない予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な事務所ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、現場事務所の建築であり、適当であると考えます。

先ほどと同様、資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断にあたるかどうかについては、確認した結果、問題がないと判断します。

また、令和2年3月まで利用した後は、農地に復元し、適正に管理するという事で、誓約書も出されており、問題ないと認められます。

以上です。

議 長

ただ今の議案第16号、整理番号27の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号27について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号27は許可と決定

します。

以上をもちまして、令和元年第10回総会を閉会いたします。